



## 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2018/07/31  
SDS整理番号 19498250

製品等のコード : 1949-8250、1949-8260、1949-8289、1949-7130、1949-7150、  
1949-7160、1949-7170、1949-7180

製品等の名称 : 硝酸ナトリウム

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
化学プラントなどの加熱・冷却システム用熱媒体、ガラス消泡剤、  
肥料・染料原料、硝酸カリ原料、ほうろつ原料、熱処理剤、食品添加物など



## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性  
酸化性固体

: 区分3

爆発物 : 区分外  
可燃性固体 : 区分外  
自然発火性固体 : 区分外  
自己発熱性化学品 : 区分外  
水反応可燃性化学品 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分5 【国連GHS分類】  
皮膚腐食性・刺激性 : 区分3 【国連GHS分類】  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2B  
生殖細胞変異原性 : 区分2  
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(血液)  
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(血液)

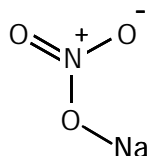
注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

火災助長のおそれ；酸化性物質  
飲み込むと有害のおそれ(経口)  
軽度の皮膚刺激  
眼刺激  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
血液の障害  
長期又は反復暴露による血液の障害

注意書き

【安全対策】  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。  
衣類、可燃物などから遠ざけること。  
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。  
粉じん、蒸気、ガス、ミストなどを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
【応急措置】



火災の場合には大量の水で消火すること。  
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

湿気、直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	単一製品
化学名又は一般名	:	硝酸ナトリウム (別名) 硝酸ナト、硝酸ソーダ、チリ硝石 (英名) Sodium nitrate (EC名称)、 Nitric acid, sodium salt、 Nitric acid sodium salt (1:1) (TSCA名称)
成分及び含有量	:	硝酸ナトリウム、 99.0%以上
化学式および構造式	:	NaNO <sub>3</sub> 、 NNaO <sub>3</sub> 、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	84.99
官報公示整理番号	:	(1)-484
化審法	:	公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	:	
CAS No.	:	7631-99-4
EC No.	:	231-554-3
危険有害成分	:	硝酸ナトリウム ・労働安全衛生法 酸化性の物 ・消防法 危険物第1類酸化性固体 硝酸塩類 第3種酸化性固体

4. 応急措置

吸入した場合	:	呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	:	皮膚を多量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の診断、手当てを受ける。
目に入った場合	:	汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	:	眼刺激が持続する時は、医師の診断、手当てを受ける。 口をすすぐ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	:	吸入：咳、咽頭痛 皮膚：発赤 眼：発赤、痛み 経口：腹痛、紫色(チアノ-ゼ)の唇や爪、 紫色(チアノ-ゼ)の皮膚、めまい、息苦しさ、錯乱、 痙攣、下痢、頭痛、吐き気、意識喪失

5. 火災時の措置

消火剤	:	本製品は不燃性であるが、加熱すると分解して酸素を発生するので、他の物質の燃焼を助長する。 水、リン酸塩類、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	:	データなし この物質がすでに溶融しているときは、棒状注水をしない。溶融物が周囲に飛散するため。
特有の危険有害性	:	火災助長のおそれ 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 摩擦、熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。 熱で容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	:	大火災の場合、火災区域に適度の距離から大量の水を散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 容器が熱にさらされているときは、移さない。  
 可能な限り遠くから、無人ホース保持具やモニター付き  
 ノズルを用いて消火する。  
 消火が不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）  
 を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 風上から作業し、粉じんなどを吸入しない。  
 粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。

環境に対する注意事項

： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を  
 使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。

回収、中和

： 火気厳禁とする。  
 (乾燥物) 少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、  
 清潔な乾燥した容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。  
 大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の  
 水で洗い流す。  
 (溶液) 少量の場合、パーミキュライト、砂、土等、不燃材料に  
 吸収させ、空容器に回収する。後で適正に廃棄処理する。

紙、綿製ぞうきんなどの可燃物で吸収させ、これが時間と共に乾燥  
 すると、突然、発火することがあるので注意する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、後で適正に  
 廃棄処理する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

： 危険でなければ漏れを止める。  
 蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。  
 二次災害の防止策

： 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。  
 容器内に水を入れない。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策

： 火気厳禁。可燃物や還元剤との接触禁止。  
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
 粉じんの発生、堆積を防止する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、  
 貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が  
 必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所  
 に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取扱いについては届出の必要は  
 ない。

局所排気・全体換気  
 安全取扱い注意事項

： 保管及び取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。  
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの  
 取扱いをしてはならない。  
 可燃性物質、還元性物質から離して使用する。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。

接触回避

： 湿気、水、高温体、火気との接触を避ける。

保管

技術的対策

： 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを  
 不燃材料で作る。  
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板  
 その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、  
 照明及び換気の設定を設ける。

保管条件

： 衣類、有機物、可燃物及び還元性物質、たとえばアルミニウム、  
 アルミニウム酸化物、無水酢酸から離して保管する。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける。 - 禁煙。  
 可燃物と混合を回避するために予防策をとる。  
 火源の近くに保管しない。  
 吸湿性があるので、密栓すること。  
 直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に保管する。

施錠して保管する。  
 貯蔵する場所には「可燃物接触注意」「火気衝撃注意」の表示を行う。  
 混触危険物質 : 可燃性物質、還元性物質（アルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸など）  
 容器包装材料 : ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム クロロプレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム ブチルゴム  
 天然ゴム シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
 軟質塩ビ 硬質塩ビ ポリスチレン ABS ポリエチレン ポリプロピレン  
 ナイロン アセタール樹脂 アクリル樹脂 ポリカーボネート ガラス

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない。  
 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :  
 日本産衛学会(2017年版) : 設定されていない。  
 ACGIH(2017年版) : 設定されていない。  
 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。  
 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。  
 保護具  
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(防じんマスク)を着用する。  
 手の保護具 : 保護手袋(塩化ビニル製、ニトリル製など)を着用する。  
 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。  
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。  
 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。  
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など : 無色の結晶又は白い結晶性粉末。 やや吸湿性あり。  
 臭い : 無臭  
 pH : 5~8 (5%水溶液、25 )  
 融点 : 306  
 沸点 : 分解(380 で分解し酸素を放出)  
 引火点 : 不燃性  
 爆発範囲 : 不燃性  
 蒸気圧 : データなし  
 蒸気密度(空気 = 1) : データなし  
 比重(密度) : 2.3 g/cm<sup>3</sup> (20 )  
 溶解度 : 水に溶けやすい(92.1 g/100 mL、25 )。  
 エタノール、エーテルに溶けにくい。  
 オクタノール/水分分配係数 : データなし  
 自然発火温度 : データなし  
 分解温度 : 380  
 粘度 : 該当しない  
 GHS分類  
 酸化性固体 : 本品は UNRTDG クラス5.1、 PG III に分類されていることから、区分3とした。  
 火災助長のおそれ;酸化性物質(区分3)  
 爆発物 : 爆発性に関する原子団(-NO<sub>3</sub>)を含んでいるが、UNRTDG(UN1498)でクラス5.1であることから、上位の爆発物には該当しないため区分外とした。  
 可燃性固体 : 本品は不燃性である(ICSC(J)(2001))ことから、区分外とした。  
 自然発火性固体 : 本品は不燃性である(ICSC(J)(2001))ことから、区分外とした。  
 自己発熱性化学品 : 本品は不燃性である(ICSC(J)(2001))ことから、区分外とした。  
 水反応可燃性化学品 : 分子内に金属(Na)を含むが、水溶解度は完全(921g/L(25 ))(ICSC(J)(2001))というデータが得られており、水と急激な反応はないと考えられることから、区分外とした。

## 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。  
 やや吸湿性(潮解性)があり、固結することがある。

- 危険有害反応可能性 : 加熱や燃焼により分解して窒素酸化物、酸素を生じ、火災の危険性を増大させる。  
高温で酸素を放って亜硝酸ナトリウムとなり、750 以上で過酸化ナトリウムを次いで酸化ナトリウムを発生する。  
衝撃、摩擦で発火することがある。  
538 以上に加熱すると爆発する。  
強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応し、発火、爆発することがある。  
汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いをする。  
残存物が完全に除去されていない空袋類は自然発火し易い。  
次亜硫酸ソーダとともに強熱すれば爆発する。  
シアン化物を混合すると爆発する。
- 避けるべき条件 : 熱、日光、衝撃、火気、静電気、スパーク
- 混触危険物質 : 可燃性物質、還元性物質(アルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸など)、次亜硫酸ソーダ、シアン化物、イオウ、金属Na
- 危険有害性のある分解生成物 : 窒素酸化物、酸素、酸化ナトリウム

## 11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 3700mg/kg (EPA RED, (1991))に基づき、区分5とした(国連GHS分類)。  
ただし、分類JISでは区分外である。  
飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5)
- 経皮 ウサギ LD50 < 2000mg/kg (EPA RED, (1991))であるが、区分1から4のどれに該当するか不明なため分類できない。  
吸入(蒸気) 情報が無いため分類できない。  
吸入(粉じん) 情報が無いため分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性 : EPA RED(1991)に72時間後にmildsまたはlightの刺激性との記載があることから、区分3とした(国連GHS分類)。  
ただし、分類JISでは区分外である。  
軽度の皮膚刺激(区分3)
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 角膜混濁が生じ72時間以内に回復した(EPA RED (1991))との記載により区分2Bとした。  
眼刺激(区分2B)
- 呼吸器感作性 : 情報が無いため分類できない。  
皮膚感作性 : 情報が無いため分類できない。  
生殖細胞変異原性 : In vivo試験でマウスの骨髄を用いた小核試験で陽性であること(IARC Vol.94(2010), ECETOC TR27(1988))から、区分2とした。  
同じ報告でラットの染色体異常は陽性、マウスの染色体異常では明らかな陽性結果は得られていない((ECETOC TR27(1988))元文献確認済 Mutat Res 155, 121-125(1985))。  
In vitro試験ではエームス試験で陰性、陽性、培養細胞を用いた染色体異常試験で陽性の報告(IUCLID (2000))がある。  
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
- 発がん性 : データがなく分類できない。なお、IARC(IARC Vol.94(2010))は食物中、飲水中の硝酸塩のヒトでの発がん性は不確実な証拠であるとされている。そのうえで経口摂取による硝酸塩または亜硝酸塩が生体内でニトロソ化された場合の発がん性を2Aと評価している。  
IARCの総合評価には、「ヒトの体内では硝酸塩と亜硝酸塩の変換が起こること。消化管の酸性条件では亜硝酸塩から生ずるニトロソ化物が二級アミン、アミドなど特にニトロソ化されやすい物質とともに直ちにN-ニトロソ化合物に変化する。硝酸塩、亜硝酸塩、ニトロソ化物の追加摂取により、これらのニトロソ化条件はさらに促進される。ある種のN-ニトロソ化合物はこれらの条件下で既知の発がん性物質を形成することがある。」との追加記載がある。
- 生殖毒性 : モルモットを用いた飲水試験で妊娠率は低下したが、生殖器への影響はみられなかったとの報告(IUCLID(2000))があるが、詳細が不明で、データ不足のため分類できない。
- 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した15人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約15gを摂取した13人が死亡し、5gを摂取した2人が生存した(ECETOC TR 27(1988))ことから区分1(血液)とした。  
血液の障害(区分1)
- 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる(ECETOC TR27(1988))ことから、区分1(血液)とした。  
このほか硝酸塩の影響として心臓等への影響が報告されているが、メトヘモグロビン血症による酸素欠乏の二次的影響(EHC 5(1978))と

考えられる。  
長期又は反復暴露による血液の障害（区分1）  
吸引性呼吸器有害性：情報がないため分類できない。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性：魚類（ニジマス）での96時間LC50=1685mg/L（SIDS, 2008）であることから、区分外とした。  
水生環境慢性有害性：難水溶性でなく（水溶解度=730g/L（PHYSPROP Database, 2009））、急性毒性が低いことから、区分外とした。  
オゾン層への有害性：本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
（参考）希釈法  
少量の場合、水に溶かし1000倍以上の大量と共に排水処分する。  
水質汚濁防止法では、硝酸化合物の排水基準が定められているので、排出する際は、その基準を守ること。  
汚染容器及び包装：内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。  
残存物が完全に除去されていない空袋類は自然発火しやすいので注意する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号：140

### 国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）  
UN No.：1498  
Proper Shipping Name：SODIUM NITRATE  
Class：5.1（酸化性物質）  
Sub risk：-  
Packing Group：III  
Marine Pollutant：No（非該当）  
Limited Quantity：5kg  
航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）  
UN No.：1498  
Proper Shipping Name：Sodium nitrite  
Class：5.1  
Sub risk：-  
Packing Group：III

### 国内規制

陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う。）  
海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）  
国連番号：1498  
品名：硝酸ナトリウム  
クラス：5.1  
副次危険：-  
容器等級：III  
海洋汚染物質：非該当  
少量危険物許容量：5kg  
航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）  
国連番号：1498  
品名：硝酸ナトリウム  
クラス：5.1  
副次危険：-  
容器等級：III  
少量輸送許容量物件許容量：10kg  
特別の安全対策：危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。  
 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。  
 移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。  
 火気又は熱気に触れさせない。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
 重量物を上積みしない。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 酸化性の物（令別表第一の3）
消防法	: 危険物第1類酸化性固体、硝酸塩類（第3種酸化性固体） 指定数量1000kg、危険等級（法第2条第7項危険物別表第1）
毒物及び劇物取締法	: 非該当
船舶安全法	: 酸化性物質類・酸化性物質 （危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	: 酸化性物質類・酸化性物質 （施行規則第194条危険物告示別表第1）
化学物質管理促進法（PRTR法）	: 非該当
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Z類物質と同程度に有害（施行令別表第1）
水質汚濁防止法	: 有害物質「硝酸化合物」（施行令第二条） 排水基準；100mg/L（アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） （注）排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令	: 別表第1の16項（キャッチオール規制） 第31類 肥料 HSコード（輸出統計品目番号、2018年4月1日版）：3102.50-000 「窒素肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。） - 硝酸ナトリウム」

#### 16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

##### 参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。